

沼津市公式X（エックス）運用方針

決定 平成28年 8月

改正 平成31年 4月

令和 5年10月

沼津市広報課

（目的）

1 Xが持つ即時性、拡散性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、広報紙を始め、市公式ホームページにて掲載している情報や、各部署における取り組み、行事等の情報を市内外に発信することにより、X利用者に対する市の認知度を向上させるとともに市民の情報収集の利便性の向上を目的とする。

（適用）

2 この基準は、沼津市公式X（以下「本アカウント」という。）を使って情報発信をする際に適用する。

（情報発信）

3 発信情報の適正性の確保に努めるために、アカウント管理者（以下「管理者」という。）を置き、原則、広報課長をこれに充てる。

4 本アカウントの効果的な運用を確保するために、アカウント編集者（以下「編集者」という。）を置き、原則、広報課の職員をこれに充てる。

5 各部署からの情報提供、連絡体制の確保のために、情報連絡員（以下「連絡員」という。）を置き、原則、広報推進員をこれに充てる。

6 本アカウントのパスワードは管理者が厳重に管理し、編集者以外の者に開示してはならない。

7 本アカウントは、もっぱら情報発信を行うものとし、他のアカウントに対し本アカウントからの返信、リポスト、ダイレクトメッセージ及びフォロー機能を使用しない。ただし、公的機関や業務上関係が深いと認められるアカウント、効果的な市政情報の発信に寄与すると認められるアカウントについては管理者の判断で例外とすることができる。

（意思決定）

8 情報発信については、原則として管理者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはXの特性である情報発信の即時性を考慮し、編集者の判断により直接情報発信をできるものとする。

- (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
- (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合
- (4) 災害発生時、災害の発生が予測される時等、平時と異なる対応が必要とされる場合。

(コメント等への対応)

9 本アカウントに対する返信、リポスト、ダイレクトメッセージについては、原則として回答しない。ただし、公的機関や業務上関係が深いと認められるもの、効果的な市政情報の発信に寄与すると認められるものについては管理者の判断で例外とすることができる。なお、市政等に関する質問・意見については、「市民の声システム」を利用するように呼びかけるものとする。

(禁止事項)

10 本アカウントに対し、下記の内容を含んだ記事の掲載を禁止する。また、管理者がこれらに該当すると認めた場合は、利用者に断りなく、投稿の全部または一部を削除する。

- (1) 営利目的に関するもの、又はその恐れがあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 宗教に関するもの
- (5) 人権侵害・差別、又は名誉毀損の恐れがあるもの
- (6) 政治的活動に関するもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (9) 個人宣伝になるもの
- (10) 対象が特定の市民に限定されるもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他掲載することが不相当と認められるもの

(知的財産権)

13 本アカウントに掲載されるテキスト、画像等の情報については、沼津市または原作者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用（リポストを含む）」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(免責事項)

14 沼津市は、本アカウントに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保障するものではない。

15 沼津市は、利用者が本アカウントを利用したこと、もしくは利用できなくなったことにより生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

16 沼津市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

17 沼津市は、予告なく本アカウントの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があるものとする。

付則

この運用方針は、平成28年9月20日から適用する。

付則

この運用方針は、平成31年4月1日から適用する。

付則

この運用方針は、令和5年10月1日から適用する。